

肥料・燃油高騰対応緊急対策事業

◇施設園芸用燃油使用量や化学肥料使用量を2割以上低減する農業者グループ（既に低減に取り組んできたグループを含む）に対して、燃油費や肥料費の増加分の7割を助成します（ただし、燃油費は施設園芸用に限られます）。

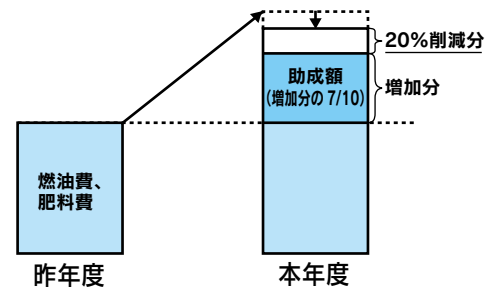
対象 農協の営農部会や出荷団体など（3戸以上の農業者グループ）

※肥料費助成を受ける団体で、水稻栽培を行っていた場合は、生産調整を実施しているか、平成21年度産の生産調整の実施を確約することが必要です。

低減の判定方法 肥料・燃料の2割以上の低減とは、実際の減少量にかかわ

らず、国が指定している低減技術に新たに取り組むことが要件です。既に取り組んでいる場合は、本年度追加して取り組むことが要件になります。申請者が希望すれば、実際の低減量で判定することもできます。

申請期限 1月30日(金)



<肥料対策>

助成期間 平成20年7月～平成21年6月までの作付けにかかった肥料に対し助成

助成額

$(\text{本年度肥料額} - \text{本年度肥料費} \div \text{低減率} \div \text{高騰率}) \times 0.7$

※低減率とは、本年度新たに2割低減以上に相当する技術が導入された場合0.8、それ以外は0.9

※高騰率とは全国平均（1.4）を利用するか、県内全域または、県内で地域を区分して設定できます。

<施設園芸用燃料対策>

助成期間 平成20年10月～平成21年4月までの燃油費に対し助成

助成額

本年度の燃油使用料 \times (本年度燃油価格 - 前年度燃油価格) $\times 0.7$

※前年度燃油価格は、全国平均（89.2千円/kℓ）または、地域平均を利用することも可能です。

◇詳しくは、県中遠農林事務所、市農政課農政企画係、遠州中央農業協同組合、県温室農業協同組合、肥料販売店へお問い合わせいただくか、農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyō/nenyū_koutou/index.html) をご覧ください。

☎ 農政課農政企画係 ☎44-3133

～4月から後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金から徴収）になる方へ～ 申請により普通徴収（口座振替）を選択できます

◇4月から後期高齢者医療保険料が特別徴収の対象となる方は、申請により従来どおりの普通徴収（口座振替）の方法を選択することができます。

特別徴収となる方 次の①～③のすべてに当てはまる方①介護保険料を特別徴収により納付している②年金を年額18万円以上受給している③介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の1/2を超えない

申請承認の要件 口座振替利用による納付を希望する方 ※今回の申請からは、口座振替利用のみが承認要件になります。

申請期限 1月30日(金)

申請方法 事前に金融機関へ口座振替依頼書を提出し、依頼書の控えをお持ちのうえ、市役所1階市民課保険年金係にある申請書に必要事項を記入して提出してください。

◇平成20年度から特別徴収により納付している方は、平成21年2月徴収額と同額を平成21年4・6・8月に仮徴収として納付していただきます。

◇平成20年4月2日から平成20年10月1までに75歳になった方で、上記（特別徴収となる方）の①～③を満たす場合は、4月から新規で特別徴収となり仮徴収の対象となります。前年度保険料の約1/6ずつを平成21年4・6・8月に仮徴収として納付していただきます。

☎ 市民課保険年金係 ☎44-3113

確定申告説明会を行います

- ◇税務署職員が確定申告書の書き方を説明しますが、申告書は本人に作成していただきます。
- ◇説明会終了後、確定申告書を提出することができます。
- ◇駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

<住宅借入金等特別控除の説明会>

- 日 2月2日(月)・3日(火)
 時 ▽午前の部…午前9時30分～11時30分
 ▽午後の部…午後1時30分～3時30分
 (途中入場はできません。開始時間までにお越しください)
 所 総合センター4階大会議室



- 対象** 住宅ローンを利用して、平成20年中にマイホームを新築、購入、増改築し、その住宅に住んでいる方
持ち物 平成20年分源泉徴収票(コピー不可)、住民票の写し(平成21年1月1日以降に交付を受けたもの)、建物の登記簿謄本(法務局で発行、登記済権利証のコピーは不可。住宅を取得するために土地も取得した方は、土地の登記簿謄本も必要)、工事請負契約書(建売住宅・マンションは売買契約書。住宅を取得するために土地も取得した方は、土地の売買契約書)のコピー、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(金融機関などで発行、コピー不可)、認め印、電卓、筆記用具、還付金の振込先が分かるもの(本人名義の通帳など)
 ◇増改築の場合は、別途、建築確認通知書、検査済証のコピーまたは、建築士などが交付する増改築等工事証明書など(コピー不可)が必要となります。

<年金受給者のための説明会>

- 日 2月4日(水)・5日(木)
 時 ▽午前の部…午前9時30分～11時30分
 ▽午後の部…午後1時30分～3時30分
 (途中入場はできません。開始時間までにお越しください)
 所 総合センター4階大会議室



- 定員** 各150人程度(午前の部、午後の部)
対象 所得税の確定申告が必要な方
持ち物 平成20年分の公的年金や給与の源泉徴収票(コピー不可)、生命・地震保険料控除(旧長期損害保険料控除を含む)証明書(コピー不可)、国民健康保険税・介護保険料など社会保険料の年間支払額が分かるもの、認め印、電卓、筆記用具、還付金の振込先が分かるもの(本人名義の通帳など)
 ◇確定申告書の書き方などは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)でも案内しています。

<同時に医療費控除を受けようとする場合>

平成20年中に支払った医療費の領収書(コピー不可)、医療費の補てんがある方は、補てんされた額が分かる明細書などをお持ちください(領収書の集計をしてきてください)。

- ☎ 磐田税務署 ☎ 32-6111 (自動音声案内で案内しています。住宅借入金等特別控除や年金などの一般的な税金の相談は「1」、説明会の開催に関する問い合わせは「2」を押してください)